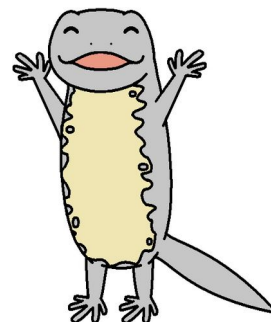


第3章 環境基本計画に基づく事業 ～令和3年度 取組実績～

令和3年度に実施した
環境に良い取組をまとめ
たモリン。



基本目標 1 きれいな環境で、安心して健康に暮らせるまちをつくる

大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭などは工場や事業所ばかりでなく、日常生活からも発生しており、市民が健康で安心した生活をする上で支障となるものについては、未然に防ぐ必要があります。

そのため、事業者や市民の協力による環境負荷の低減、継続的な環境の監視や調査による環境悪化の未然防止などに取り組み、放射線量については、今後とも継続的な測定と正確な情報の共有により、市民の不安感の払拭に努め、市民が健康で快適に暮らせるまちをつくります。

- 個別目標 1-1 空気や水がきれい安心して暮らせるまち
 個別目標 1-2 環境と生活スタイルが調和した快適なまち
 個別目標 1-3 放射能の不安のない安心なまち



環境目標 令和3年度実績

個別目標	環境目標	目標値と実績値				R3実績値の評価・分析	
		現状値	実績値		目標値	前年度との比較	目標値達成状況
		H24	R 2	R 3	R 5		
1-1	水路への油漏れ事故等の件数	9件	13件	14件	0件	↘	
	地下水の有機塩素化合物未検出率	56%	56%	67%	100%	↗	
1-2	河川の水質の環境基準達成率	71%	100%	100%	100%	→	達成
	污水处理人口普及率	79.7%	87.3%	88.4%	87.9%	↗	達成
	自動車騒音に係る環境基準の達成率	100%	83%	83%	100%	→	
1-3	毎時0.23 μ Sv（追加的被ばく線量の推計が年間1mSv）を超える地区の数	7地区	0地区	0地区	0地区	→	達成
	放射線の影響を不安に感じる市民の割合	44.8%	(H30) 31.0%	(H30) 31.0%	0%	—	

評価

市民生活に影響を与え、生活環境を悪化させるような大きな公害や事故等は、市内では近年発生しておらず、また、放射線についても、平成25年度以降、追加的被ばく線量が年1ミリシーベルトを超える地区は確認されておりません。

環境目標については、一部は目標を達成しているものの、一方で基準年よりも悪化している項目もあるため、引き続き、市民の皆様が安心して健康に暮らせるまちをつくるため、環境負荷の低減とともに、監視や調査等を継続していく必要があります。

環境施策 令和3年度取組実績

個別目標 1 - 1 空気や水がきれい安心して暮らせるまち

◇有害物質の環境への排出を防ぎます

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R3年度事業実績
環境保全協定締結 〔環境生活課〕	・環境法令で規制される施設等のうち、特に環境への影響が懸念される施設等と協定を締結することにより、環境の保全に努める。 ・協定に基づき、測定値等の報告を求める。	・環境保全協定に基づき、各測定値の報告を受け、適正な管理がなされている事を確認した。 ・令和3年度に新規の環境保全協定の締結は無かった。
農業用使用済プラスチック適正処理事業 〔農政課〕	・ビニールハウスやマルチ等の農業用の使用済みプラスチックの回収及びリサイクル処理を実施する。	・年2回、ビニールハウスやマルチ等の農業用使用済プラスチックの回収及びリサイクル処理を実施した(1,005件、95t)。
斎場火葬炉のダイオキシン類の調査 〔市民課〕	・斎場火葬炉から発生する環境中のダイオキシン類の調査。	・ダイオキシン類の調査を実施した(11月16日実施済。基準内。5号炉)。
焼却施設のダイオキシン類対策 〔廃棄物対策課〕	・道路等で死亡した小動物等を収集し、専用の焼却炉で焼却処理を行う。	【実績値】 ・排ガス 0.44ng-TEQ/m ³ N ・焼却灰 0ng-TEQ/g-dry 基準値の超過はなかった
家庭での灯油流出の防止に向けた啓発 〔環境生活課〕	・水質汚濁、土壌汚染の原因となる有害物質の流出のうち、家庭での灯油流出を防ぐため、市民に対し広報紙やホームページ、関連業者を通じて灯油流出事故防止についての啓発を行う。	・市ホームページ、市政だよりにて、家庭での灯油流出防止について広報した。

◇有害物質による健康被害を防ぎます

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R3年度事業実績
飲用地下水調査 〔健康増進課〕	・飲用地下水で汚染の可能性がある地区を重点地域とし、3地区(5地点)において年1回水質検査〔有機塩素化合物、油脂類等〕を実施する。 ・調査項目 ■旧会津若松地区：テトラクロエチレン、トリクロエチレン、1,1,1-トリクロエチレン ■旧河東地区：PH、味、臭気、色度、濁度、塩化物イオン、一般細菌大腸菌、TOC、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、硬度、蒸発残渣、鉄、ノルマルヘキサン抽出物質 計14項目	・飲用地下水で汚染の可能性がある地区を重点地域とし、3地区(5地点)において年1回水質検査を実施。 神指町高久地区 2地点 門田町徳久地区 1地点 河東町八田地区 2地点 1地点において、色度、鉄及びその化合物において、基準値超過。 ※「生活上支障関連項目」として基準値が決められており、飲用には支障がない
水道未普及地区水量水質等調査 〔健康増進課〕	・水道未普及地区の水源確保のため、水源調査(水量水質検査)を実施する。	・地区要望により既存水源を活用した整備実施のため、計画の水源調査は未実施。
水道水質調査 〔上水道施設課〕	・水質検査計画に基づき水質検査を実施する。	・令和3年度水質検査計画に基づき水質検査を実施し、水質基準適合率100%を達成した。

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R 3 年度事業実績
非飲用地下水調査の実施 〔環境生活課〕	・市内 3 ヲ所程度の融雪用などの非飲用井戸を選定し、有機塩素化合物による地下水の汚染状況を調査する。	・9 ヲ所の測定地点のうち、3 ヲ所において対象物質の検出が認められたが、いずれも環境基準を下回った。
下水浄化工場の地下水の放射性物質の濃度の測定 〔下水道施設課〕	・安心して健康に暮らすために、会津若松市下水浄化工場で使用している地下水の放射性物質の濃度を毎月測定する。	・計画通り年間 10 回 9 ヲ所の水質調査を実施した。結果については概ね基準を満たしていた。 ・令和 2 年度の調査結果について公表を行った。
アスベストの除去対策と市民への情報提供 〔環境生活課〕	・アスベストの適正な管理について周知し、市で所有する建物についてはアスベスト含有建材等調査を行い状況を把握する。	・庁内施設におけるアスベスト等の適正管理の周知に努めるとともに、庁内のアスベスト含有建材等調査を実施、新たなアスベスト含有建材や不適正な管理などの報告はなかった。 ・引き続きホームページにアスベストの情報を掲載した。
酸性雪調査 〔環境生活課〕	・東北都市環境問題対策協議会の共同調査により酸性雪調査を実施する。 ・調査結果を「会津若松市の環境」に掲載する。	・東北都市環境問題対策協議会の共同調査により 1 箇所で酸性雪調査を実施した。 ・調査結果を「会津若松市の環境」に掲載した。 (結果は 20 ページ参照)

有害物質ってなあに？

有害物質は、主に工場や事業所等から排出されるもので、人や生態系に有害な影響を及ぼす化学物質を指します。排出する際には、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染等が起こらないよう、それぞれに関連する法令で厳しい規制が設けられています。



個別目標 1－2 環境と生活スタイルが調和した快適なまち

◇生活排水対策を推進します

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R 3 年度事業実績
公共用水域水質調査事業 〔環境生活課〕	・継続して主要河川及び猪苗代湖流域での水質調査を実施し、水環境の現状を確認するとともに、調査結果の公表を行う。	・計画通り年間 10 回 9 か所の水質調査を実施した。結果については概ね基準を満たしていた。 ・令和 2 年度の調査結果について公表を行った。
公共下水道事業 農業集落排水事業 個別生活排水事業 浄化槽設置整備事業 〔下水道施設課〕	・公共下水道事業、個別生活排水事業等により汚水処理を図る。合併処理浄化槽整備を図る。	・公共下水道事業 18 区 距離 3,148.4 m ・個別生活排水事業 29 基 ・浄化槽設置整備事業 9 基 (すべて新設分)
生活排水対策事業 (啓発、周知) 〔環境生活課〕	・市の公共用水域水質調査の結果の公表や、市内水路での野生生物などの生息状況などを市民に周知し、もって市民に水環境保全についての意識啓発を図る。	・市政だより及び市ホームページに、令和 2 年度の水質調査の結果とあわせ生活排水についての情報を掲載した。
浄化槽設置整備事業 個別生活排水事業 (維持管理) 〔下水道施設課〕	・合併処理浄化槽設置者に対し、浄化槽講習会により適正管理を指導する。 ・個別生活排水処理区域内の既存の合併処理浄化槽を、条件により市に移管をする。	・コロナ禍の影響で浄化槽講習会が、開催できなかった。 ・個別生活排水処理区域内の既存合併処理浄化槽の市への移管は 2 基であった。

◇騒音・振動対策を推進します

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R 3 年度事業実績
騒音測定事業 〔環境生活課〕	・環境騒音、自動車騒音、高速自動車道騒音等の測定を実施する。	・市内の住居等に騒音計を設置し、環境騒音、自動車騒音、高速自動車騒音の常時監視を行った。 ・自動車騒音において僅かに環境基準を超過する場所があったが、要請限度を超過した場所はなかった。 ・令和 2 年度の調査結果について公表を行った。 (結果は 27～30 ページ参照)
騒音規制法に基づく指導 〔環境生活課〕	・騒音規制法や福島県生活環境の保全等に関する条例による規制の周知、指導等を実施する。	・騒音に関する苦情申立があった事業所等に対し、現地調査や指導を行った。 ・令和 3 年度騒音苦情 10 件

◇悪臭対策を推進します

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R 3 年度事業実績
悪臭調査事業 〔環境生活課〕	・悪臭苦情の寄せられた事業所等を対象に調査を実施し、悪臭状況を把握することで、悪臭公害の未然防止を図る。	・平成 28 年度および平成 29 年度の悪臭分析調査において、一部臭気指数が基準を超過した 2 事業所について、悪臭調査を実施。基準の超過はなかった。
悪臭防止指導 〔環境生活課〕	・立ち入り調査による原因の究明及び悪臭の発生・拡散防止のための指導を継続的に行う。	・3 事業所へ悪臭パトロールを実施し、基準を超過した事業者はなかった。
指導とパトロールの実施 〔廃棄物対策課〕	・市民の快適な生活環境を保全するため、清掃指導員による指導・パトロールを実施する。	【パトロール実績】 ・清掃指導員 18 回

◇その他、良好な生活環境の維持を推進します

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R 3 年度事業実績
会津若松市開発行為等指導要綱に基づく公害防止及び雨水対策の指導 〔開発管理課〕	・開発区域周辺における公害の未然防止に対する指導を行う。 ・開発区域から流出する雨水について、流水可能性の検討に対する指導を行う。	・開発許可件数 14 件 (新規 10 件 変更 4 件)
野焼き禁止の周知 〔環境生活課〕	・大気汚染や悪臭の原因となり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されている廃棄物の違法な焼却(野焼き)について、禁止であることの周知や実施者への指導を行う。	・市のホームページや市政だよりで野焼きの禁止についての記事を掲載した。 ・苦情が入った場合は、速やかに現場を確認し、違法なごみの焼却を行っている者に対しては、チラシ等を配りながら直接指導をした(8 件程度)。

「環境基準」と「規制基準」ってなあに？

■ 環境基準とは？

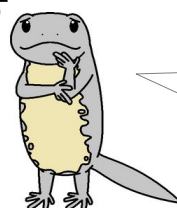
人の健康と生活環境を守るうえで「維持されることが望ましい」とされる、大気や水・土壌・騒音・地下水に関する基準を指します。最低限守ればいい、というものではなく、より積極的に基準を保つことが求められます。

【例】一般的な住宅街での騒音基準

→「午前 6 時～夜 10 時までの間は 55 d B (デシベル) 以下であること。」
(参考：エアコンの音の大きさのめやすは、通常 40 ～ 60 d B です。)

■ 規制基準とは？

環境基準と似た言葉で「規制基準」という言葉があります。規制基準は、上記の環境基準を満たすため、工場や事業所などが守らなければならない具体的な基準で、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法など、各種法律で定められています。基準を超えると法律違反になり、罰則が科せられることもあります



これ以上の騒音はダメ！

個別目標 1 - 3 放射能の不安のない安心なまち

◇放射線量や放射性物質等を調査、監視します

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R 3 年度事業実績
環境放射線調査事業 〔環境生活課〕	・ 専門家（放射線アドバイザー）の助言の下、市内の環境放射線量調査を継続的に実施する。	・ 6～9月に、環境放射線量の集落ごとの詳細調査（市全域約235ヵ所）を実施した。 ・ 測定平均値は $0.065\mu\text{Sv/h}$ で、公衆被ばく線量限度の年間 1mSv となる $0.23\mu\text{Sv/h}$ を大きく下回っていた。
川ざらい土砂処理業務 〔廃棄物対策課〕	・ 市民の快適な生活環境を保全するため、地区の一斉清掃により排出された川ざらい土砂を一般廃棄物として適正に処理する。	【実績値】 ・ 川ざらい土砂排出量 281m^3 ・ 放射能濃度 614Bq/kg
都市公園環境放射線量測定事業 〔まちづくり整備課〕	・ 放射線量測定と結果を公表する。	・ 年2回、放射線量測定と公表を行った。 ・ 高い値は確認されなかった。
下水浄化工場周辺地域の環境放射線量の測定 〔下水道施設課〕	・ 会津若松市下水浄化工場から日々発生する下水汚泥には放射性物質がいまだに微量確認されることから、浄化工場周辺の環境放射線量を調査し、その結果を公表する。	令和2年度より測定を終了している。
浄水発生土の放射性物質検査 〔上水道施設課〕	・ 浄水発生土中に含まれる放射性物質を検査する。	・ 浄水発生土中に含まれる放射性物質を検査し、放射性セシウム、放射性ヨウ素に関して、全ての検査結果において基準値を超過したものはなく、安全性を確認した。
飲料水の放射性物質検査 〔上水道施設課〕	・ 水道水中の放射性物質を検査する。	・ 水道水中の放射性物質を検査し、放射性セシウム、放射性ヨウ素に関して、全ての検査結果において基準値を超過したものはなく、安全性を確認した。
食品等放射能検査事業 〔健康増進課〕	・ 国・県から貸与又は譲渡された放射能簡易分析装置を健康増進課内に設置し市民の自家消費農作物の放射能検査を実施する。	・ 国・県から貸与された放射能簡易分析装置を健康増進課内に設置し市民の自家消費農作物の放射能検査を実施した。 ・ 令和3年度実績：76件 うち基準値超過 3件
水道事業における放射性物質モニタリング事業 〔健康増進課〕	・ 簡易水道事業の放射性物質のモニタリング調査を四半期毎に実施する。	・ 簡易水道事業の放射性物質のモニタリング調査を四半期毎に実施した。 ・ 基準値の超過はなかった。
米のモニタリング検査 〔農政課〕	・ 本市産米について、出荷・販売前にモニタリング検査を実施し、安全性を確認する。	・ 本市産米の放射性物質を検査し、安全性を確認した。 ・ 令和3年度実績：市内14地点からサンプルを3点ずつ採取（計42点）。基準値を超える放射性セシウムの検出はなかった。

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R 3 年度事業実績
農産物緊急時モニタリング 〔農政課〕	・本市産の農作物について、出荷開始前から出荷初期段階に、放射性物質のモニタリング検査を実施し、安全性を確認する。	・農作物 105 点 (63 品目) を検査したが、基準値を超えた放射性物質は検出されず、本市で出荷される農産物の安全性を確認できた。
飲用地下水の放射性物質モニタリング事業 〔健康増進課〕	・食品等放射能検査事業で飲用地下水等の検査を実施する。	・実施の申込がなかったため実績なし
保育所等給食食材検査事業 〔こども保育課〕	・保育施設の給食で使用する食材の放射線量の測定を行い、測定結果を市のホームページ等により公表する。	・保育施設の給食で使用する食材の放射線量の測定を行い、測定結果を市のホームページ等により公表した。 ・実績 26 施設 × 2 検体 × 11 月 = 572 検体 25 施設 × 2 検体 × 1 月 = 50 検体 合計 622 検体 ※・放射性セシウム 134～検出されず (10Bq/kg 未満) ・放射性セシウム 137～10Bq/kg ※追跡調査 2 回目の検査で検出上限値以下となった。 ※検出上限値の超過は 1 品目だったが、国の基準を下回っており、市ホームページでは食材産地の公表は差し控えた。
学校給食食材検査事業 〔学校教育課〕	・学校給食で使用する食材の放射線量の測定を行い、測定結果を公表する。	・学校給食で使用する食材の放射線量の測定を行い、測定結果を公表した。 ・検査検体数 340 検体 ・基準値の超過はなかった。
学校敷地内放射線量測定 〔学校教育課〕	園児や児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう、放射線量の定期的な測定と必要に応じて低減化対策を行う。また、年に 2 回 (5 月と 11 月)、放射線量マップを作成し、現状把握と情報発信を行い、園児・児童生徒及び保護者等の安全・安心につなげる。	・月に 1 回の線量測定により、学校敷地内の安全の確認を継続して行った。また、5 月と 11 月には各校園の放射線マップの作成により、学校敷地内全面の線量把握を行った。結果については、市ホームページへの掲載や学校だより等での発信、放射線マップの校内掲示をして公開した。教育総務課・環境生活課と連携して、計画的に調査等を行った。
学校維持管理事業 (学校敷地内土壌改良) 〔教育総務課〕	・放射線量が高いところ (ホットスポット) の土砂の除去等を行う。	・ホットスポット箇所がなかったため実施しなかった。
下水汚泥の放射能濃度の測定 〔下水道施設課〕	・会津若松市下水浄化工場等で発生する下水汚泥の放射能濃度を毎月測定し、その結果を公表する。	・会津若松市下水浄化工場等で発生する下水汚泥の放射能濃度を毎月測定し、その結果を公表した。 ・基準値の超過はなかった。

◇市民へ正しい情報を発信します

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R3年度事業実績
各種広報媒体を活用した放射線情報の発信 〔環境生活課〕	・調査した市内の環境放射線量を市政だよりやホームページ等で公表することにより、市民の不安の払拭を図る。	・毎月市内20箇所のモニタリングポスト等の測定値と、春から夏に実施する詳細調査の結果を市政だよりやホームページ等で公表した。 ・定期的に水道水や農産物のモニタリング結果や環境放射線量をエフエム会津で公表した。 ・放射線管理アドバイザーによる放射線Q&A等の情報をホームページにより市民に提供した。

きれいな空！
きれいな山！
きれいな水！

みんなで守っていこう！



エコまつ

特集 「公害の現状と対策」

(担当課：環境生活課)

1 環境に関する苦情

(1) 苦情の概況

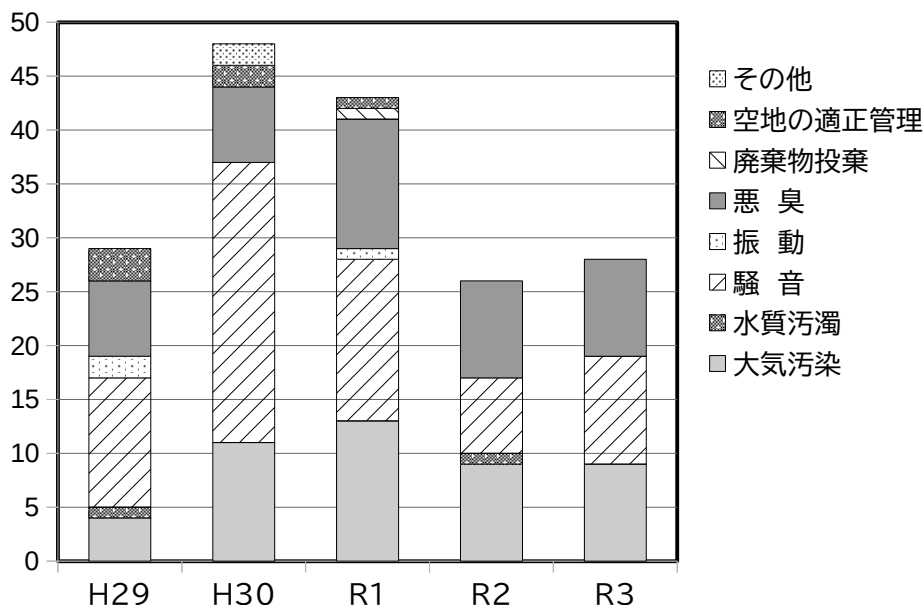
市民から寄せられる公害及び生活環境の悪化に関する苦情については、「公害紛争処理法」第49条及び「会津若松市生活環境の保全等に関する条例」第6条に基づき対応しています。

令和3年度の苦情件数は28件で、前年度の26件と比べ増加しています。

苦情の内訳では、「騒音」が最も多く、次いで「大気汚染」「悪臭」の順となっています。近年では、広い地域に影響を及ぼすような大規模な公害は少なくなっていますが、近隣に影響がある小規模な苦情が増加しています。

◆過去5年間の種類別苦情件数の推移

件数



※ 環境基本法第2条に
列挙されている

・大気汚染
・水質汚濁
・騒音
・振動
・悪臭
・土壌汚染
・地盤沈下
を“典型7公害”と呼
びます。

(2) 公害苦情への対応

市では、環境保全関係法令のうち、悪臭防止法、騒音規制法及び振動規制法について、国より権限が移譲されており、法に基づいた届出事務、指導、規制を行っています。公害に対する苦情が寄せられた場合には、速やかに現地調査を行い、公害防止に向けた指導等にあたります。

また、過去に苦情が多く寄せられた事業所については、測定調査や立ち入り調査なども行っています。

近年は、近隣間での生活騒音に関するトラブルなど、法規制の及ばない苦情も増加しており、状況に応じて発生源者へ対策の助言を行うほか、解決しない場合は県の公害紛争調停制度の活用も選択肢の一つとなっています。

また、野焼きなどの大気汚染については、チラシの配布等で未然防止にも努めています。

2 大気汚染

(1) 大気汚染とは

大気汚染とは、人間の経済・社会活動により発生する汚染物質や、火山の爆発・黄砂などの自然現象で発生する汚染物質によって大気が汚されることを指します。大気の汚染はわたしたちの健康や生活環境等に影響を及ぼします。

(2) 環境基準の設定

大気汚染を防ぐため、環境基本法第16条の規定に基づき、様々な汚染物質の排出に関しては、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい」基準（＝環境基準）、というものが定められています。（関連資料：103 ページ 資料3）

(3) 監視測定局の設置

大気汚染防止法により、生活空間における大気汚染の状況を常時監視するため、全国に測定局（「一般環境大気測定局」と「自動車排出ガス測定局」）が設置されています。県内には、18の市町村に一般環境大気測定局（全34局）と自動車排出ガス測定局（全3局）が設けられており、二酸化硫黄や二酸化窒素などの常時監視を行っています。

市内には、県立葵高等学校（西栄町）に一般環境大気測定局が設置されています。

◆測定局で測定される主な物質と説明

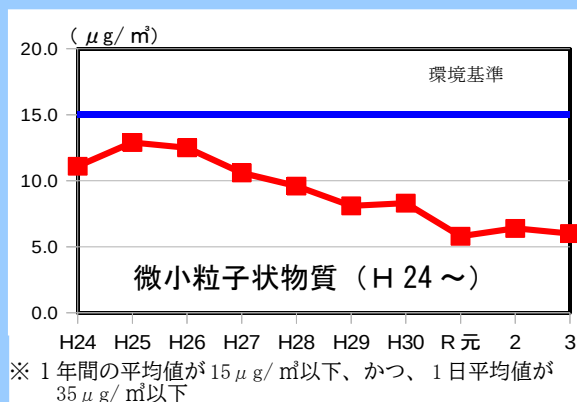
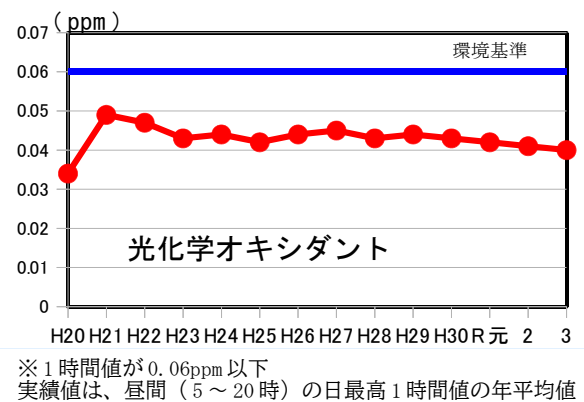
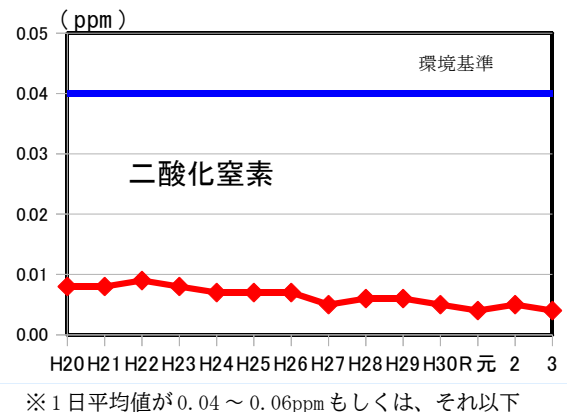
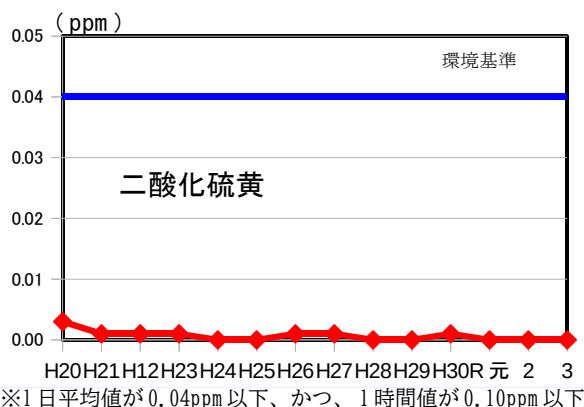
物質名	各物質の説明
二酸化硫黄	主に石油・石炭等の燃焼などにより発生しますが、天然で発生することも少なくありません（火山ガスなど）。高濃度になると、呼吸器に影響をもたらしたり、植物を枯らしたりなどの被害が発生することがあります。酸性雨の原因物質としても知られています。
二酸化窒素	石油・ガス等の燃焼に伴って発生し、工場、自動車などが主な発生源となります。直接発生するのはほとんど一酸化窒素ですが、大気中で酸化されて二酸化窒素に変化します。二酸化窒素は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質の1つでもあります。
光化学オキシダント	工場や自動車などから排出される窒素酸化物・炭化水素等が、太陽光の紫外線によって光化学反応を起こし、その結果生成されるオゾンを中心とする過酸化物の総称です。眼を刺激する有害物質で、光化学スモッグの原因となっています。
微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊する粒子物質で、粒径が2.5マイクロメートル以下の物質を指します。非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系・循環器系への影響が懸念されます。自動車の排気ガスやボイラー、焼却炉などばい煙を発生させるような施設、火山活動や越境飛来などによって発生します。

(4) 大気汚染物質の測定結果

これまで、平成 21 年 5 月に会津地域で初めて「光化学スモッグ注意報」が発令され、PM 2.5 については、平成 26 年 2 月に一時的に濃度が上昇し、県内全域に「注意喚起情報」が提供されました。

県の令和 3 年度調査結果によると、本市では、二酸化硫黄・二酸化窒素・微小粒子状物質については、いずれも環境基準を満たしており、平成 20 年度以降、数値は横ばい・減少となっています。光化学オキシダントについては、県内全ての測定局で 1 時間値が 0.06ppm 以下であるという環境基準は達成しませんでした。光化学オキシダント濃度の昼間（5 時から 20 時まで）の日最高 1 時間値の全測定局の年平均値は、環境基準値以下でした。

【市内の大気汚染濃度(年平均値)の推移～福島県環境等測定調査結果より～】※は環境基準値



～ひとくちメモ～

■ 微小粒子状物質（PM2.5）ってドンナモノ？

PM 2.5 は、大気中に漂っている粒子のうち、粒子の大きさが髪の毛の太さの 30 分の 1 程度の、とても小さな物質を指します。PM 2.5 自体は、必ずしも有害なものとは限りませんが、「とても小さな物質」のため、肺の奥深くまで入りやすく、このことによって呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんの発生や循環器系への影響が懸念されています。

PM 2.5 は、季節風の影響で、冬季から春季にかけて濃度が上昇しやすい傾向にあります。環境省や県では、毎日、PM 2.5 の濃度を測定していますので、注意喚起が出された場合には、不要不急の外出は控え、長時間に渡る屋外での激しい運動を避けるように心がけましょう。（呼吸器系の疾患を持つ人や、小児、高齢者の皆さんは、特にご注意ください。）

タバコの煙にも PM2.5 が含まれています

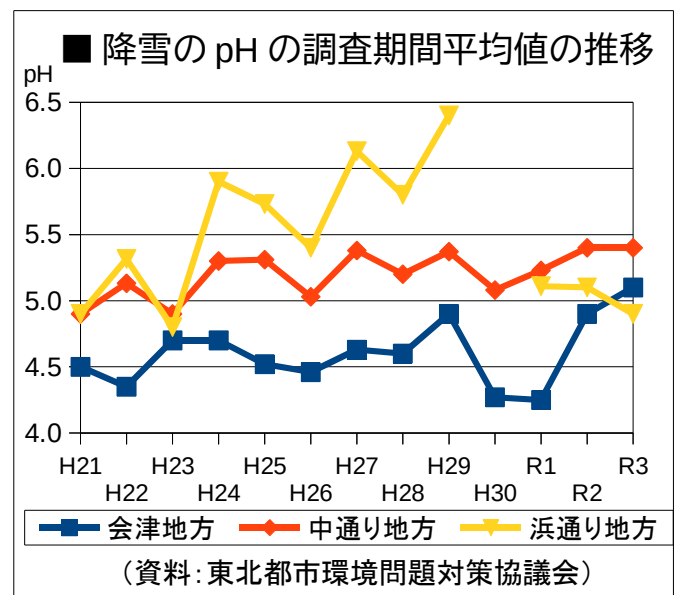
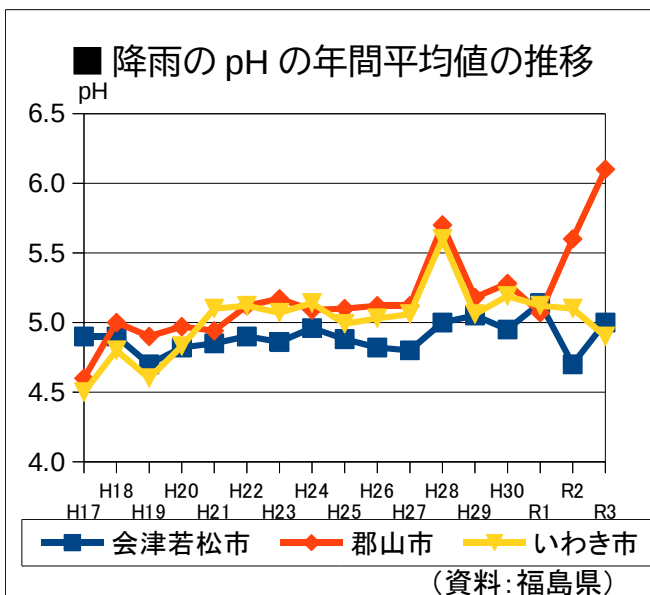


(5) 酸性雨及び酸性雪調査

化石燃料などの燃焼で発生する窒素化合物などが、大気中の水や酸素と反応することで硫酸や硝酸などの強酸を生じ、これらを取り込んだことで強い酸性となった雨や雪・霧のことを、酸性雨といいます。（※pHが5.6より低い場合に酸性雨となります。）

欧米では酸性雨により、森林や湖沼が衰退するなど地球規模の環境問題となっており、日本でも、欧米とほぼ同程度の酸性の降雨が確認されていることから、生態系への影響が心配されています。このため、福島県では酸性雨の実態を把握するため、継続的にモニタリング調査を実施しており、市においては、会津若松合同庁舎（追手町）が調査地点となっています。

市では、「東北都市環境問題対策協議会」の共同調査として、冬期間に酸性雪調査を実施しています。県内の調査結果と比較すると、会津地方は、pHが低い傾向が見られます。



※ 平成 30 年度の浜通り地方における酸性雪調査は実施されませんでした。

【酸性雨及び酸性雪調査の経年変化】

～ひとくちメモ～

■ pH (ピーエイチ) ってなあに？

pH は、「水素イオン濃度指数」のことで、水の酸性やアルカリ性の度合いを表す指標です。

0～14 までの数値があり、7 が中性で、7 より小さくなるほど酸性が強く、7 より大きくなるほどアルカリ性が強いことを表します。

ほとんどの生物は中性付近が生息に適しており、河川や湖沼の水もほとんどが中性付近です。

環境省が定める河川や湖沼の生活環境に係る環境基準も pH 6.5 から 8.5 で、この範囲を超えると魚類や農作物に影響が出るようになります。

人の肌は弱酸性で酸には比較的強く、アルカリ性物質には弱くできています。



・酢や柑橘類の果汁
・すっぱい

(中性付近) 生物の生息に適している範囲
(pH 6.5 ～ 8.5) 河川や湖沼の生活環境
に係る環境基準

・石けん水
・苦い

(6) 大気汚染を防止するために

福島県では、大気汚染の防止のため、法律や条例に基づいて、工場や事業場から排出されるばい煙の規制や発生源の監視、硫黄酸化物等の測定、その他、大気汚染防止法に基づく届出の受付事務や、工場・事業場に対する指導等を行っています。

また、市役所では、条例等に基づいて、野焼き等に対する苦情対応を行っています。

焼却炉等のばい煙を発生する施設を設置するときは県への届出が必要です

工場又は事業場に設置される焼却炉等の施設で、ダイオキシン類を発生する施設は、「特定施設」として「ダイオキシン類対策特別措置法(平成12年1月施行)」により、県への届出が必要です。

廃棄物の焼却炉については、火床面積が0.5㎡以上のものが届出の対象となります。



特定施設は届出を
忘れずに！

野焼きは禁止されています

適正な焼却施設を使わずに、家庭からのゴミ等を燃やすことを“野焼き”といいます。野焼きをすると、不快なおいや煙が出て周囲の迷惑になるうえに、有害な物質が発生し健康を害する恐れがあるため、「廃棄物処理法（第16条の2）」や「会津若松市生活環境の保全等に関する条例」で禁止されています。

また、基準に適合していない小型焼却炉の使用も禁止されています。家庭ゴミ等の一般廃棄物については自家焼却をせず、適切に分別して市の収集に出しましょう。



ドラム缶でゴミを
燃やすのも法律違
反です。

周りに迷惑かけていませんか？



3 水質汚濁

(1) 貴重な水資源

会津は「山紫水明の地」と言われますが、会津若松の市街地は決して水が豊富というわけではありません。河川の上流部に位置し、山間からの湧き水のような小さな流れが集まり河川となっているのが現状で、主要河川である湯川や不動川なども水量は多いとはいえません。



阿賀川

そこで市では、水資源を有効利用するための工夫をしています。

猪苗代湖を水源とする戸ノ口堰の水が市街地を経由して郊外の水田に送られていたり、阿賀川から取水した門田堰の農業用排水が住宅地の側溝を流れるなど、農業用水として利用すると同時に維持用水や修景用水としての役目も果たしています。そのため農業用水は、事業場排水や生活排水の影響を受けやすく、稲作で水を使わなくなる秋から冬にかけて、側溝や河川の水量が著しく減少する特徴があります。

(2) 環境基準の設定

水質汚濁に係る環境基準は「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」の2つがあります。

■人の健康の保護に関する環境基準

⇒ 全ての公共用水域について一律に適用され、人の健康を保護するため、カドミウム、シアン等の有害物質 27 項目について定められた基準。

■生活環境の保全に関する環境基準

⇒ 生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされる、BOD・COD（48 ページ参照）などの有機的な汚れの基準。各水域の利用目的・状況に応じて水域類型が指定され、各項目ごとに基準値が定められています。

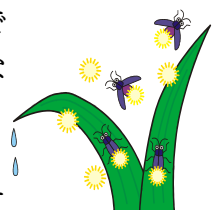
(関連資料：104～105 ページ 資料4～7)

(3) 公共用水域水質調査

市では、毎月 1 回主要河川で水質調査を実施しています（調査地点により 1、2 月は除く）。令和 3 年度の調査結果では、主要河川の湯川・旧湯川については、環境基準を超えることはなく、いずれも水質はおおむね良好でした。ただし湯川の南側から流入する古川・黒川排水路については、下水道の普及が遅れている地区を流れるため生活排水が未処理のまま流入し、まだまだ水質が良好とは言えず、このことが湯川の水質を低下させる主な原因と考えられます。

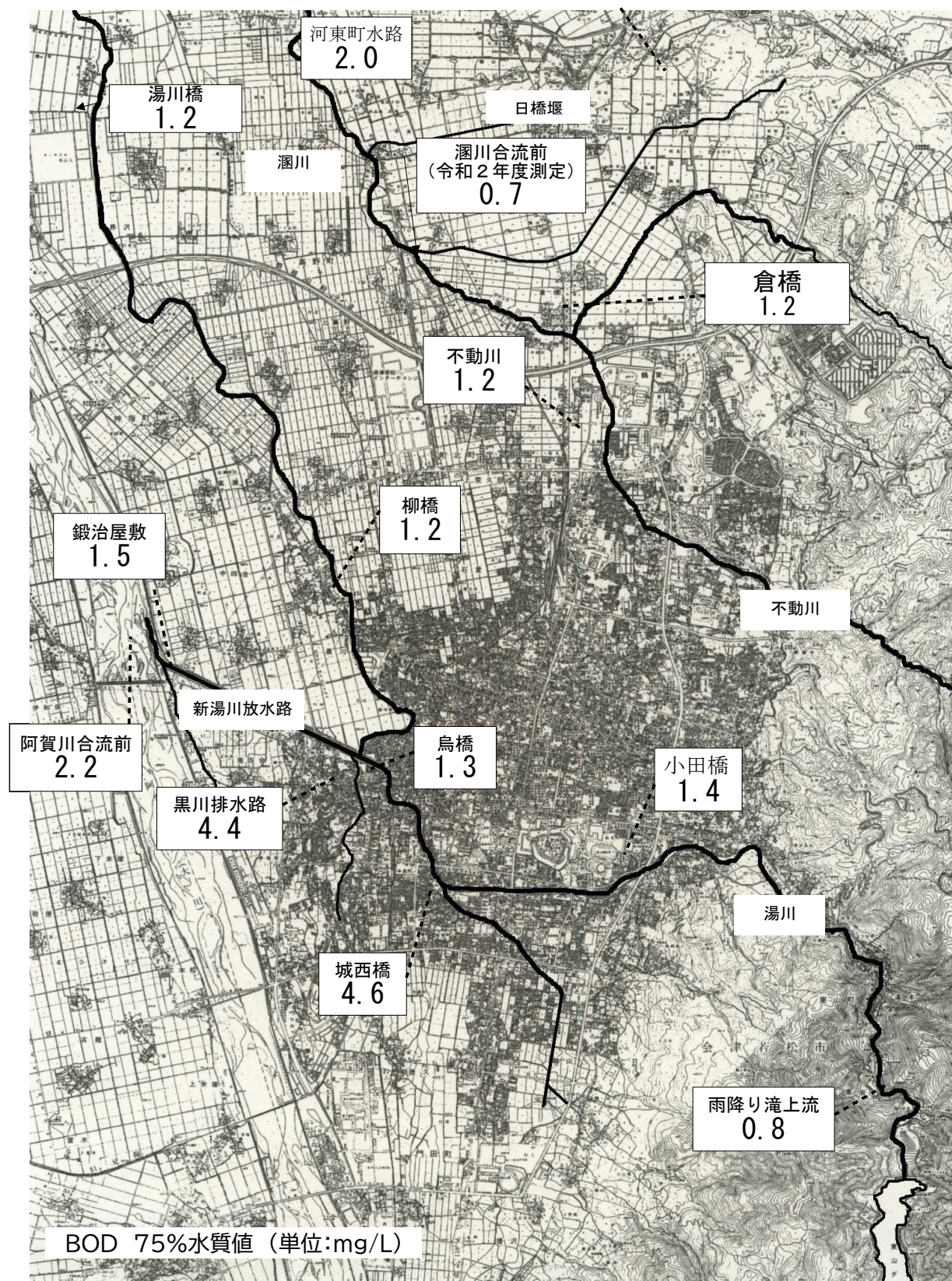
しかし、この地域も含め市内全域で、下水道や浄化槽の普及により、河川の水質は徐々に改善してきており、近年、湯川の中流域（古川合流地点から上流）でもホタルの数が増え、市街地の水路でも小魚やザリガニが見られるようになるなど、水辺の生き物の回復が見られています。

河川の水質汚濁の主な要因は一般家庭からの生活排水であることから、市では、今後も水質調査を継続し、生活排水対策の推進、水環境保全の啓発を行っていきます。



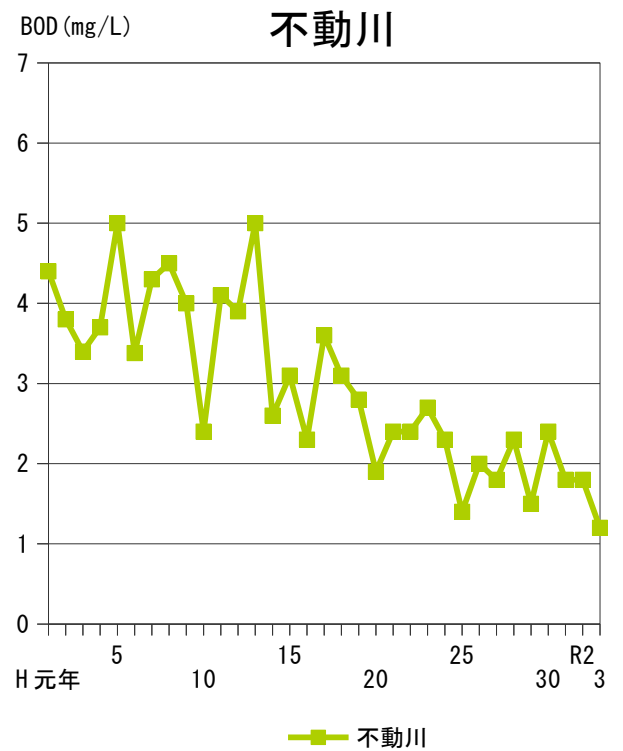
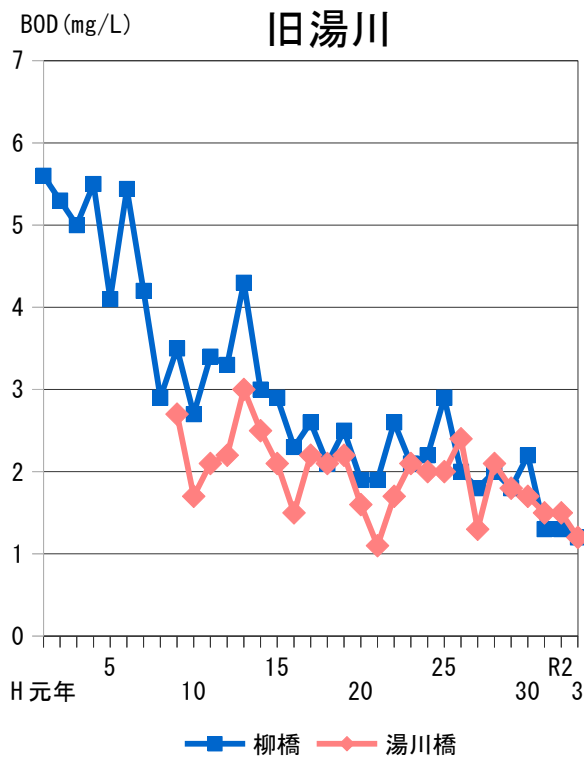
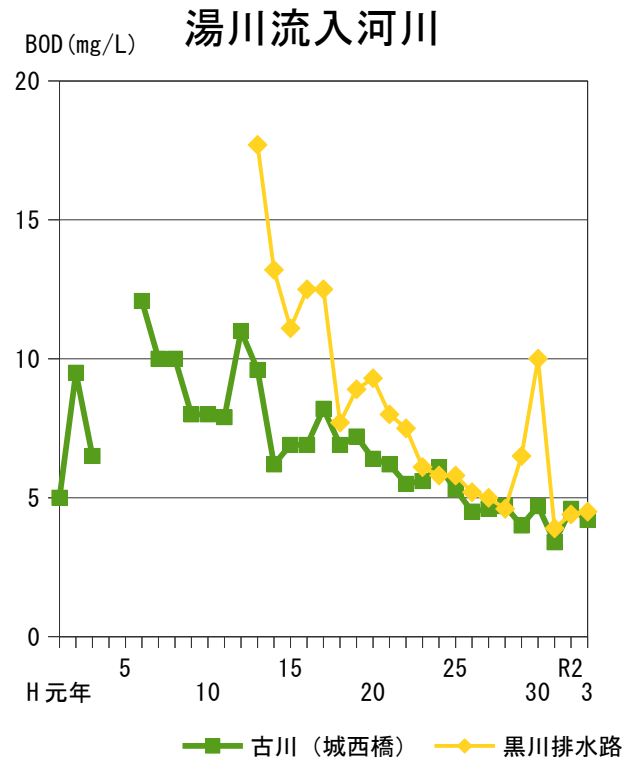
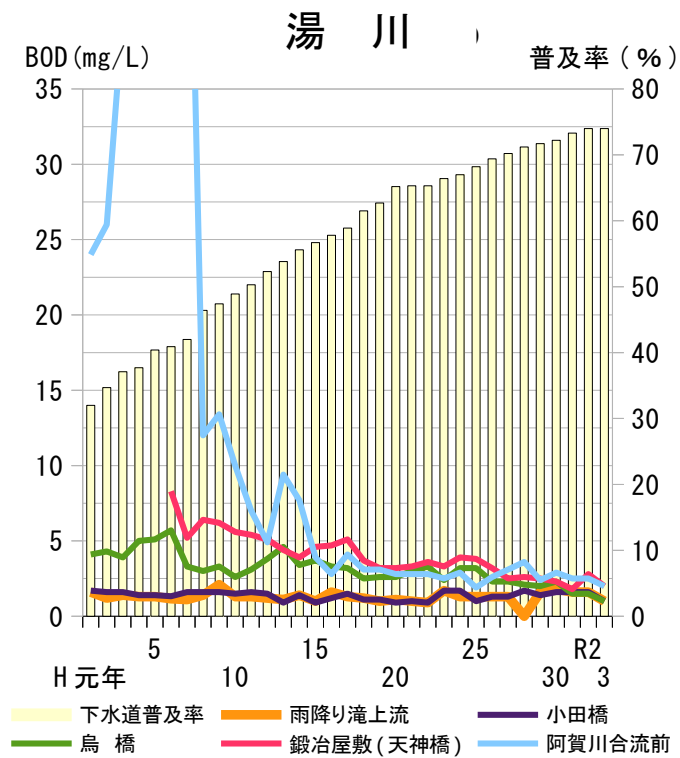
令和3年度の主な調査地点および調査結果（BOD）の概要は図のとおりです。

◆令和3年度 会津若松市公共用水域水質調査結果



(関連資料：106～108 ページ 資料8)

◆各河川のBOD値の経年変化 (BOD 75%水質値)



4 化学物質等の監視・調査

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、意図的に製造される物質ではなく、ものの焼却の過程で発生する物質です。大型の焼却炉はもちろん小型の焼却炉からも発生します。

私たちの一般的な食生活等から取り込まれるダイオキシン類の量は、近年の厚生労働省の調査結果（一日摂取量調査）によると、体重 1 kg 当たり 0.54pg（pg＝ピコグラム）と推定され、この水準は耐容 1 日摂取量（4 pg/kg/日）を下回っており、健康に影響を与えるものではないとされています。

県では、毎年、本市のダイオキシン類を含む、大気や水質等の調査を実施しており、その結果を「環境白書」やインターネット・ホームページ等で随時公表しています。また、焼却炉を持っている市の廃棄物対策課と会津若松地方広域市町村圏整備組合においても排気の調査を実施しており、令和 3 年度の調査結果は全て基準値を下回っていました（下表参照）。

◆ダイオキシン類濃度測定結果

【県調査結果（令和 3 年度）】（福島県ホームページより）

	調査地点	ダイオキシン類濃度	基準値
一般大気中	葵高校	0.0082pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³
公共用水域	阿賀野川（田島橋）	0.039pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L

【会津若松市役所廃棄物対策課調査結果（令和 3 年度）】

	調査地点	ダイオキシン類濃度	基準値
廃棄物焼却炉	1 号炉	0.44 ng-TEQ/m ³ N	10 ng-TEQ/m ³ N

【会津若松地方広域市町村圏整備組合調査結果（令和 3 年度）】（整備組合ホームページより）

	調査地点	ダイオキシン類濃度	基準値
廃棄物焼却炉	1 号炉	0.029 ng-TEQ/m ³ N	5 ng-TEQ/m ³ N
	2 号炉	0.0011 ng-TEQ/m ³ N	
	3 号炉	0.052 ng-TEQ/m ³ N	

※TEQ=Toxic Equivalent（毒性等量）

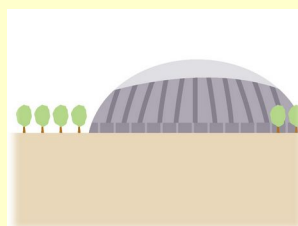
～ ひとくちメモ ～

■pg（ピコグラム）ってどのくらい？

ピコグラムは、東京ドーム（約 124 万 m³）に水をいっぱいに入れ、小さめの角砂糖 1 個を溶かしたとき、その水 1 ml に含まれる砂糖が約 1 pg になります。

〔様々な単位〕

- ・ pg（ピコグラム）＝ 1 兆分の 1 グラム
- ・ ng（ナノグラム）＝ 10 億分の 1 グラム
- ・ μg（マイクログラム）＝ 100 万分の 1 グラム
- ・ mg（ミリグラム）＝ 1,000 分の 1 グラム



(2) 有機塩素化合物

昭和 50 年代以降、有機塩素化合物（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等）による地下水汚染が全国規模で問題化したことから、本市では、昭和 61 年度から延べ 125 地点の地下水の調査を実施してきました。

令和 3 年度は、市内の主に融雪に利用されている井戸 9 ヶ所を対象として令和 4 年 2 月に調査を実施しました。調査項目は、主に電子部品の洗浄やドライクリーニングの洗浄剤として使われている有機塩素化合物であるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエチレンの 4 物質で、その結果は、下表のとおりです。調査した 9 ヶ所の内、3 ヶ所で 1,2-ジクロロエチレンが検出されましたが、環境基準以下でした。

これらの物質は、現在では排出規制が徹底され、事業場等では地下浸透防止のための措置を講じたり、安全性の高い代替物質への転換が図られており、今後、検出される地点も減少するものと考えられています。

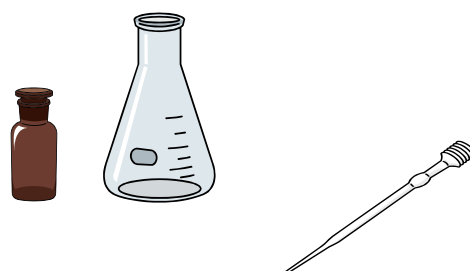
◆令和 3 年度 地下水水質調査結果

(単位:mg/L)

調査地点の所在地	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,2-ジクロロエチレン
扇町地内	検出せず	検出せず	検出せず	0.008
七日町地内	検出せず	検出せず	検出せず	0.015
城北町地内	検出せず	検出せず	検出せず	0.032
地下水の水質環境基準	0.01 以下	0.01 以下	1 以下	0.04 以下

※ 調査を行った 9 地点のうち検出された地点のみを記載。

他にも、白虎町、西七日町、城北町、門田町日吉、門田町黒岩、門田町中野で調査しましたが、全ての項目について検出されませんでした。



5 騒音・振動

(1) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められています。この基準は騒音の発生源ごとに、一般環境騒音、自動車交通騒音などについてそれぞれ定められており、これに基づき市（平成23年度までは福島県）が地域を指定し、基準を設定しています。



(2) 騒音調査結果

① 環境騒音調査結果

市では、騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、幹線道路等に面していない市内の代表的な6地点を対象に調査を実施しています。

令和3年度の調査においては、すべての地点において環境基準を達成していました。

◆令和3年度環境騒音調査結果

調査地点	用途地域	地域の 類型	調査日	環境基準 (dB)		測定値 (dB)	
				昼間	夜間	昼間	夜間
堤 町	第1種中高層住専	A	11/10～11	55 以下	45 以下	45.0	35.3
真宮新町南	第1種中高層住専	A	11/10～11			43.2	37.9
河東町広田	第1種中高層住専	A	11/10～11			46.4	38.5
古川町	第1種住居地域	B	11/17～18			42.7	35.2
日新町	商業地域	C	11/17～18	60 以下	50 以下	49.2	35
門田町飯寺	工業地域	C	11/17～18			41.8	36.6

(参考資料：110 ページ 資料10)

◆過去4年間の調査結果

調査地点	測定結果 (dB)							
	H 29		H 30		R 1		R 2	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
堤 町	51.1	32.9	43.5	36.3	45.6	35.9	47.3	36.8
真宮新町南	51.1	39.0	44.5	36.7	45.0	37.8	44.5	40.2
河東町広田	48.9	39.9	50.0	40.5	51.2	37.8	49.3	38.8
古川町	42.5	33.4	44.5	39.2	39.3	32.6	40.2	32.9
日新町	47.7	36.2	45.9	36.4	52.8	39.9	46.4	41.4
門田町飯寺	45.2	39.6	39.9	33.9	42.2	39.4	40.5	39.1

② 自動車交通騒音調査結果

『騒音規制法第3条(※)』に基づく騒音について、指定地域(用途地域)内における自動車騒音の実態及び法第17条に基づく要請限度の達成状況を把握するため、比較的交通量の多い6地点を対象に騒音調査を実施しています。



令和3年度の調査においては、環境基準を僅かに超過している地点が1地点ありましたが、要請限度を超過している地点はありませんでした。なお、要請限度を超えている場合には、市町村長は道路管理者や公安委員会に対して、道路の改修や交通規制などの自動車交通騒音防止対策の要請や意見を述べることができます。

※『騒音規制法第3条』

市長は、市域の「住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない」とされています。

◆令和3年度自動車交通騒音調査結果

調査地点	道路名	車線数	用途地域	地域の類型	調査日	環境基準 (要請限度)		測定値 (dB)	
						昼間	夜間	昼間	夜間
一箕町亀賀郷之原	国道49号	4	準工業地域	C	11/18~19	70 以下 (75)	65 以下 (70)	71.7	66.0
一箕町亀賀村前	国道118号	4	工業地域	C	11/29~30			64.4	57.8
館馬町	国道401号	4	準住居地域	B	11/29~30			65.9	58.7
花春町	主要地方道 会津若松・裏磐梯	4	近隣商業地域	C	11/29~30			63.6	58.3
河東町南高野	主要地方道 会津坂下・河東	2	第1種中高層 住居専用地域	A	11/18~19			64.9	62.3
河東町広田	主要地方道 北山・会津若松	2	第1種住居地域	B	11/18~19			68.1	58.9

◆過去4年間の調査結果

調査地点	測定値 (dB)							
	H 29		H 30		R 1		R 2	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
一箕町亀賀郷之原	69.9	64.1	68.7	63.3	68.9	63.2	70.3	64.4
一箕町亀賀村前	64.0	57.9	64.6	59.1	66.0	60.1	64.6	58.2
館馬町	65.3	57.8	63.3	56.7	66.9	58.9	65.1	65.5
花春町	62.4	55.0	61.5	55.7	61.3	53.5	65.3	55.2
河東町南高野	65.5	63.7	65.6	64.8	63.2	61.4	62.5	61.4
河東町広田	68.7	60.6	67.1	59.2	68.5	59.5	67.0	58.9

③ 高速自動車道騒音調査結果

高速自動車道(磐越自動車道)沿線における騒音の実態を把握するとともに、県と高速自動車道沿線市町村で構成される「福島県高速交通公害対策連絡会議」を通じた東日本高速道路㈱(NEXCO 東日本)への要望活動の基礎資料とするため、定点調査地点のインター西地内において調査を実施しています。令和3年度の調査においては、評価基準(※)を達成しています。

なお、磐越自動車道沿線地区からの苦情申立や調査結果が評価基準を超過した場合には、連絡会を通じて要望を行うこととなります。

高速道路自動車騒音調査の様子



◆高速自動車道騒音調査結果

調査地点	用途地域	路肩からの距離	評価基準 (d B)		測定結果 (d B)									
					H 29		H 30		R1		R2		R3	
			昼間	夜間	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
インター西地内 (定点)	準工業地域	25 m	65	60	54	54	52	49	54	50	52	40	52	49
		50 m			55	54	53	50	54	50	53	39	54	50
		100 m			54	52	52	50	53	50	52	41	55	51

※ 評価基準とは、福島県高速交通公害対策連絡会議が独自に用途区域に応じて環境基準値からあてはめた数値です。

～ひとくちメモ～

■ 音の大きさの目安

騒音レベル (d B)	音のめやす	影 響
120	飛行機のエンジン付近、建設作業音	長時間さらされると難聴になる
110	自動車のクラクション(前方2 m)、電車の通過音	
100	カラオケの音、パチンコ店の音	ほとんどの人がいらいらする
90	犬の鳴き声 (前方5 m)	
80	ボウリング場の音	
70	電話のベル、忙しい事務室	会話の妨げになる
60	自動車の通過音	
50	図書館の中	—
40	夜の静かな住宅地	—

④ 自動車交通騒音常時監視測定及び面的評価

騒音規制法第18条に基づいて毎年幹線交通を担う道路の自動車騒音の常時監視測定を実施しています。②の自動車交通騒音では地点毎に騒音測定をしているのに対し、こちらの調査では対象の幹線全体を評価区間として騒音測定を実施しています。

令和3年度の調査においては、評価対象戸数は全体で6,662戸であり、そのうち昼間（6時～22時）及び夜間（22時～翌6時）ともに環境基準値以下であった戸数は6,611戸

（99.2%）、昼間のみ基準値以下であった戸数は14戸（0.2%）、夜間のみ基準値以下であった戸数は4戸（0.1%）、昼夜ともに基準値を超過した戸数は33戸（0.5%）でした。

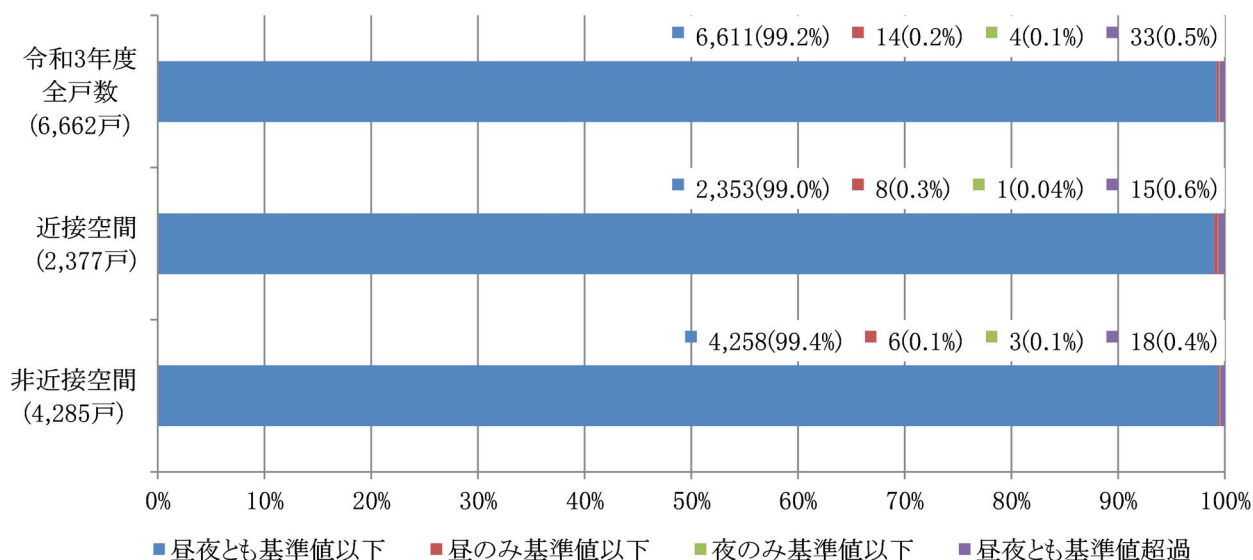
なお、令和3年度の調査では要請限度を超過している区間はありませんでした。要請限度を超えている場合には、市町村長は道路管理者や公安委員会に対して、道路の改修や交通規制などの自動車交通騒音防止対策の要請や意見を述べることができます。

面的評価結果（全体）

	戸数（戸）					割合（%）			
	計	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
全 体	6,662	6,611	14	4	33	99.2	0.2	0.1	0.5
近接空間 ^注	2,377	2,353	8	1	15	99.0	0.3	0.04	0.6
非近接空間 ^注	4,285	4,258	6	3	18	99.4	0.1	0.1	0.4

注）近接空間とは、「騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環告第64号）」における「幹線交通を担う道路に近接する空間」であり、以下の区分に応じ道路端からの距離により特定される範囲である。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m



(3) 騒音・振動の防止対策

① 工場・事業場等の規制

○ 騒音防止対策

本市における騒音の規制は、騒音規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例（以下、県条例）に基づいて行っています。

騒音規制法では、都市計画法により定められた用途地域の区分により第1種から4種までの「規制地域」が、県条例では市内全域が「規制地域」として指定されており、それぞれの規制地域ごとに規制基準が設定されています。

また、法・条例で規制される特定及び指定施設については、市への届出義務があります。

（参考資料：111～112 ページ 資料 11・12、113 ページ 資料 15）

○ 振動防止対策

本市における振動の規制は、振動規制法に基づいて行っています。

振動規制法では、都市計画法により定められた用途地域の区分により、第1種、第2種の「規制地域」が指定され、規制基準が設定されています。

また、法で規制される特定施設については、市への届出義務があります。

（参考資料：112～113 ページ 資料 13～15）

② 建設作業の規制

建設工事等のうち、著しい騒音・振動を発生する建設作業については、騒音規制法・振動規制法及び県条例により、用途地域の区分により規制地域が指定され、作業内容及び規制地域の区分に応じて基準が定められています。

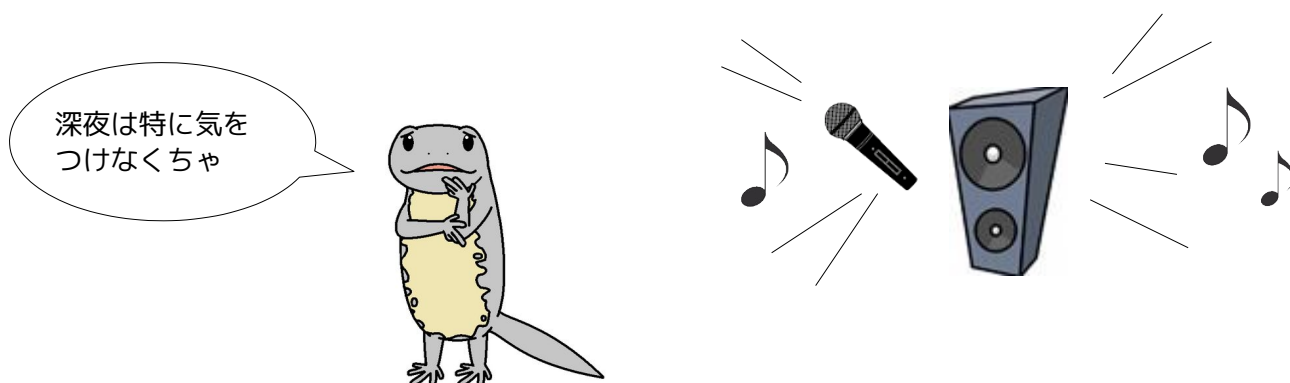
また、指定地域内で法に定める特定建設作業及び県条例に定める指定建設作業を実施する際には届出が義務付けられており、規制基準に適合しない場合等においては、騒音・振動防止対策や作業時間等の改善を勧告します。

（参考資料：114～115 ページ 資料 16～18）

③ 飲食店営業等の深夜騒音

深夜における飲食店営業等によるカラオケ等の騒音は、福島県生活環境の保全等に関する条例により規制されています。深夜騒音規制地域において飲食店営業等を営む場合、外部に音が漏れ周辺の生活環境が損なわれるときは、午後11時から翌日の午前6時までの間はカラオケ等の音響機器の使用ができません。

（参考資料：115 ページ 資料 19）



6 悪 臭

(1) 悪臭防止に関する法・条例等による規制

本市の悪臭防止対策は、「悪臭防止法」、「福島県悪臭防止対策指針」、「会津若松市生活環境の保全等に関する条例」に基づいて行われています。市内の都市計画法に基づく用途地域が、法令による規制地域に指定されており、それ以外の地域も県指針に基づく指導が可能な地域となっています。



① 特定悪臭物質の規制

「悪臭防止法」の規制の対象となるのは、工場その他の事業場等から発生する気体や排水に含まれる悪臭物質であり、22種の特定悪臭物質が指定されています。

本市における悪臭防止法に基づく規制地域は、都市計画法に基づく用途区域などにより、A・B・Cの3区域が指定されています。

また、事業場の敷地境界線の地表における基準として、区域別に、特定悪臭物質の種類ごとに規制基準が定められています。（関連資料：116 ページ 資料 20～21）

② 臭気指数による規制

「福島県悪臭防止対策指針」では、工場等の設置者が当該工場等における事業活動に伴って発生する悪臭の防止に関し、準拠すべき基準として臭気指数による基準を設けています。

（関連資料：116 ページ 資料 22）

(2) 悪臭調査結果及び対策

市内の悪臭状況を把握するため、悪臭苦情の寄せられた事業所を対象とした調査を昭和 58 年より実施しています。

平成 29 年度までは、「特定悪臭物質の濃度測定」及び「臭気指数による調査」を実施していましたが、20 年以上特定悪臭物質は検出されていないことから、平成 30 年度からは、「臭気指数による調査」のみ実施することとしました。

過去に苦情があった 2 事業所について、令和 3 年度悪臭調査を実施したところ、両事業所とも「福島県悪臭防止対策指針」の準拠すべき臭気指数の基準を超過しませんでした。

今後とも、「会津若松市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、随時、悪臭調査を実施していきます。

また、事業所以外の悪臭苦情では、主に生活排水による側溝や水路の汚れによるものが寄せられています。浄化槽の管理不備など様々な原因が考えられるため、苦情が寄せられた箇所の現地確認を行い、悪臭防止に向けた指導などを行っています。



◆悪臭調査結果

○：基準値超過なし ×：基準値超過あり －：調査未実施

調査事業所		神指町 A事業所	湊町 B事業所	門田町 C事業所	神指町 D事業所
平成 28 年度	悪臭物質濃度	－	－	－	○
	臭気指数	－	×	－	×
平成 29 年度	悪臭物質濃度	－	－	－	○
	臭気指数	－	×	－	○
平成 30 年度	臭気指数	－	○	－	○
令和元年度	臭気指数	－	○	－	○
令和 2 年度	臭気指数	－	○	－	○
令和 3 年度	臭気指数	－	○	－	○

◆測定調査の様子

